

12月2日以降は保険証の新規発行（再交付を含む）ができなくなります

◆12月1日までに発行された保険証は有効期限まで使用できます

▶刈谷市国民健康保険・愛知県後期高齢者医療の有効期限…令和7年7月31日

※個別の事情により有効期限が異なる場合あり

※転居などで保険者が変更となる場合は、その事実発生日まで

▶会社の健康保険などの有効期限…最長で令和7年12月1日

※有効期限が令和7年12月1日より前の場合や、転職などで保険者が変更となる場合は、その事実発生日まで

◆12月2日以降の取り扱い

12月2日以降、健康保険に新たに加える場合や記載事項が変更になる場合などは、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）の有無により、以下の書類を各保険者が発行します。

※愛知県後期高齢者医療は令和7年7月31日まで、マイナ保険証の有無にかかわらず資格確認書を発行します。

マイナ保険証の有無	保険者が交付するもの	使用目的	使用方法
あり	資格情報のお知らせ	カードリーダーが使えない医療機関を受診するときなど	マイナ保険証と資格情報のお知らせを医療機関に提示 ※資格情報のお知らせのみでは受診不可
なし	資格確認書	医療機関を受診するとき	医療機関に提示

刈谷市国民健康保険、愛知県後期高齢者医療の保険証をお持ちの人は、有効期限より前に資格情報のお知らせまたは資格確認書を郵送します（申請不要）。会社の健康保険などの保険証をお持ちの人は、勤務先などに確認してください。

保険証の廃止後も各健康保険の加入や脱退、変更の手続きは必要です。マイナ保険証をお持ちの人が手続後に再度、マイナ保険証の登録をする必要はありません。

◆マイナンバーカードの保険証利用の登録

マイナポータルやセブン銀行で登録できます。市役所1階のマイナンバーカード申請窓口でもマイナ保険証の登録に関する支援を行っています。

※自身でマイナポータルから登録する場合は、スマホ（一部対応不可）またはパソコンとICカードリーダーが必要です。

問 ▶刈谷市国民健康保険…国保年金課国民健康保険係（☎62-1206）

▶愛知県後期高齢者医療…国保年金課医療係（☎62-1207）

▶マイナ保険証について…マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）

※会社の健康保険は勤務先や加入している健康保険の保険者へ確認してください。

ID 1018880



ヤングケアラーを知っていますか

問 子育て推進課（☎62-1061） **ID** 1018833

ヤングケアラーとは

子ども・若者育成支援推進法において、家族の介護や日常生活上の世話を過度に行っている以下のような子どもや若者のことをいいます。

- ・障害や病気のある家族に代わり、家事をしている
- ・障害や病気のある家族や幼いきょうだいの身の回りの世話や看病をしている
- ・日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている
- ・家計を支えるために労働をしている
- ・アルコールやギャンブルなどの問題を抱える家族に対応している ほか



家族は手伝いのつもりで頼んでも、子どもたちによる介護や日常生活上の世話がなくて家庭が回らず責任を負っていたり、心や体に負荷がかかっていたりすると、子どもたちの将来への影響が心配されます。

子どもたちへの影響

- ・遊びや勉強、睡眠など健やかな成長や発達に必要な時間が確保できない
- ・就職準備などの時間が確保できず、自分の将来を考えることができないため自立が遅れる

気になる子どもたちがいたら相談してください

ヤングケアラーの子どもたちは、他の家庭と比べることができないため、自分の置かれた状況が当たり前だと思ってしまい、家事などのために自分の健康や生活などに負担がかかっていると気付いていないことが多いです。

ヤングケアラーに気付いたら優しく声を掛けてみてください。家庭の状況を知られたくないと思う人もいます。気になることがあれば、本人とその家族の気持ちを尊重した上で、子育て推進課や学校の先生、ケアマネジャー、病院のスタッフなどに相談してください。